

2025年度

島根大学法文学部

【3年次編入学】

学生募集要項

島根大学

—問合せ先—

〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060

島根大学 学生センター 法文学部担当

電話：(0852)32-6032

FAX：(0852)32-6059

E-mail：sad-nyushi01@office.shimane-u.ac.jp

URL：https://www.shimane-u.ac.jp/nyushi/

目 次

ページ

I 募集要項

1	募集人員	1
2	編入学の時期及び年次	1
3	出願資格	1
4	出願手続	1
5	入試方法	4
6	採点・評価の基準	5
7	合否判定の基準	5
8	試験場	6
9	合格者の発表	6
10	注意事項	6
11	入学手続	6
12	入学後の履修及び既修得単位の認定等	7
13	障がい等のある入学志願者との事前相談	7
14	入試に関する情報提供	8
15	個人情報の取扱い	9

II 学部案内

1	島根大学はどのような教育を目指し、どのような人を求めるか	10
2	学部学科のアドミッションポリシー	10
3	法文学部の特色	11
4	学科の教育の特色	11
5	法文学部で取得可能な資格	12

III その他

1	入学手続時に要する経費	13
2	授業料	13
3	学生支援制度	13
4	学生教育研究災害傷害保険制度	14
5	住まい	14
6	その他	14

不測の事態等が発生した場合の対応について

大規模災害等の不測の事態により、学生募集要項等で公表した入学者選抜試験の方法による実施が困難な場合、又は交通機関の混乱等により受験者に相当程度の影響が及ぶと判断した場合は、試験日時、選抜方法及び合格発表日の変更等の対応をとることがあります。その場合、対応を以下のホームページでお知らせしますので、出願及び受験の直前には特に注意してください。

島根大学入試情報ホームページ

<https://www.shimane-u.ac.jp/nyushi/>

I 募集要項

1 募集人員

学 科	コース又は研究室	募 集 人 員
法 経 学 科	法学コース	10名
	経済学コース	
	司法特別コース	
社会文化学科	現代社会コース	
	歴史と考古コース	
言語文化学科	日本言語文化研究室	
	中国言語文化研究室	
	英米言語文化研究室	
	ドイツ言語文化研究室	
	フランス言語文化研究室	
	哲学・芸術・文化交流研究室	

2 編入学の時期及び年次

編入学の時期は2025年4月1日とし、3年次とします。ただし、所属学科、コース・研究室によっては、2年を超えて在学しなければならない場合もあります。(7ページ参照)

3 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者又は2025年3月31日までに該当する見込みの者とします。

- ① 大学を卒業した者
- ② 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- ③ 修業年限4年以上の大学に2年以上在学(休学期間を除く)し、62単位以上を修得した者
- ④ 学校教育法施行規則附則第7条に該当する者
- ⑤ 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)
- ⑥ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項に規定する者に限る。)
- ⑦ 外国において、学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者で、前記①, ②, ③の各号の一つに相当すると認められるもの

(注) 出願資格⑦により出願する場合は、2024年9月13日(金)までに、表紙に記載している「問合せ先」に問い合わせ、出願手続きについて確認してください。

4 出願手続

(1) 出願方法

志願者は、(3)の出願書類等を取り揃えて提出してください。

なお、郵送する場合は、出願期間内に必着するように「書留速達」郵便とし、封筒に「法学部編入学願書在中」と朱書きしてください。

(2) 出願期間

2024年10月16日(水)から2024年10月22日(火)必着
受付時間は土日祝日を除く9時から17時までです。

なお、郵送の場合も、10月22日(火)17時までに必着とします。

(3) 出願書類等

以下に従い、出願書類を準備してください。様式は、以下よりダウンロードしてください。

[出願書類様式掲載場所]

本学ホームページ (<https://www.shimane-u.ac.jp>)

→「入試情報」→「学部入試」→「募集要項・学部案内等」

入学志願票	本学部所定の用紙に、ペン又はボールペンで必要事項を記入してください。
受験票	なお、写真（上半身・無帽・正面向き・出願前3か月以内に撮影したもの）の裏面に氏名を記入のうえ、所定欄に貼付してください。
卒業（見込）証明書	出身・在籍学校長（学部長）が作成したもの。 ただし、出願資格③に該当する者は在学又は在籍証明書（休学期間がある場合は、その期間が明記してあるもの。様式随意）、出願資格⑤に該当する者は文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了したこと又は修了見込みであることを証明するもの。
成績証明書	出身・在籍学校長（学部長）が作成し、厳封されたもの。
履修中の科目及び修得見込単位数証明書	出願資格③で出願する者は、提出してください。 在籍学校長（学部長）が作成した、現在履修中の科目及び修得見込単位数を証明するもの。 ただし、成績証明書中に記載がある場合は不要です。
高等学校等専攻科修了（見込）証明書	出願資格⑥で出願する者は、提出してください。 本学部所定の様式により、出身・在籍学校長が作成したもの。
志望理由書	本学部所定の用紙により、本人が作成したもの。
入学検定料振込金証明書	入学検定料 30,000 円 (※災害等による入学検定料免除の特例措置を希望される方は、事前に申請が必要となりますので、本学ホームページ(https://www.shimane-u.ac.jp)の「入試情報」→「学部入試」→「入学検定料免除について」をご確認ください。) 2025 年度島根大学「入学検定料」振込依頼書等用紙の所定欄に必要事項を記入し、銀行・信用金庫・農協等の金融機関（ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、「通帳及び印鑑」が必要です。現金による振込はできません。）で、取扱期間中（2024 年 10 月 11 日（金）～2024 年 10 月 22 日（火）の窓口取扱時間内（15 時 00 分まで））に同用紙により入学検定料 30,000 円を振り込んでください。〔ATM（現金自動預払機）は使用しないでください〕振込手続後、窓口で返却された「Ⅲ票 振込金証明書（島根大学提出用）」を同封してください。特例措置により検定料免除を許可された場合は不要です。 なお、以下の場合以外は、納入された入学検定料は、いかなる理由があっても返還することができません。 ①出願書類等を提出したが、受理されなかった場合 該当者に連絡しますので、所定の期日までに手続を行ってください。 ②入学検定料を振り込み後、島根大学に出願しなかった場合 ③入学検定料を誤って二重に振り込んだ場合 上記②及び③については、本人の申し出により納入された入学検定料を返還することができますので、10 月 29 日（火）までに財務部経理・調達課出納担当（TEL0852-32-6029）（土曜日、日曜日を除く 9 時から 17 時までの間）へ連絡してください。 なお、返還の手続を行う際に、「Ⅱ票 振込金受取書（志願者保管）」及び「Ⅲ票 振込金証明書（島根大学提出用）」が必要となりますので、

	大切に保管しておいてください。この用紙がないと振込事実の確認ができず、返還できないことがあります。
あ て 名 票	本学部所定の用紙，4ヶ所全てに記入してください。
返 信 用 封 筒	<p>受験票等を送付する際に使用しますので，長型3号〔120mm×235mm〕の封筒に，郵便切手94円分を貼付し，志願者の郵便番号，住所及び氏名を明記してください。</p> <p>※郵便料金に変更された場合には，変更後の定形郵便料金の切手を貼り付けてください。</p> <p>受験票は出願期間終了日以降に発送します。</p>

- 【注意】① 日本語以外で作成された，外国の学校又は機関等による証明書等を提出する場合は，日本語訳を添付してください。
- ② 出願書類に不備がある場合は，受理しないことがあります。
- ③ 受理した出願書類等は，いかなる理由があっても返還しません。また，出願後の変更は，いかなる理由があっても認めません。
- ④ 出願書類に虚偽の記載があった場合には，入学後であっても入学を取消すことがあります。
- ⑤ 改姓（名）をした者は，志願票の氏名と異なる旧姓（名）の記載された卒業証明書等も使用できます。なお，この場合は改姓（名）された日付と新旧姓（名）を入学志願者本人が記入した文書（様式は任意です。）を添付してください。

(4) 提出先

〒690-8504 松江市西川津町 1060
 島根大学 学生センター 法文学部担当
 TEL (0852) 32-6032 FAX (0852) 32-6059

5 入試方法

入学者の選考は、学力試験（筆記試験）、面接及び出願書類を総合して行います。

(1) 学力試験等の日程

学 科	2024年11月23日（土）	
法 経 学 科	小 論 文 10:00 ～ 12:00	面 接 13:30 ～
社会文化学科	専 門 科 目 10:00 ～ 12:00	
言語文化学科	専 門 科 目 10:00 ～ 12:00	

(2) 筆記試験科目

学 科	コース又は研究室	試 験 科 目
法 経 学 科	法学コース	《小論文》
	経済学コース	
	司法特別コース	
社会文化学科 (コース・学問分野)	【現代社会コース】	《専門科目》
	社会学	社会学
	地理学	地理学
	文化人類学	文化人類学
	【歴史と考古コース】	
	日本史	日本史
	東洋史	東洋史
	西洋史	西洋史
	現代史	現代史
	考古学	考古学
言語文化学科	研 究 室	《専門科目》
	日本言語文化	日本語学・日本文学
	中国言語文化	中国語学・中国文学
	英米言語文化	英語学・英米文学
	ドイツ言語文化	ドイツ語学・ドイツ文学
	フランス言語文化	フランス語学・フランス文学
	哲学・芸術・文化交流	人文学

備 考

- ① 法経学科の小論文は、社会科学分野を重視した一般教養で、特に専門的知識を要しないものです。
- ② 辞書の持ち込みは1冊のみとし、電子辞書等の電子機器の持ち込みは禁止します。持ち込みできる辞書は以下のとおりです。

【専門科目】

学 科	科目	辞書
言語文化学科	ドイツ語学・ドイツ文学	独和辞典
	フランス語学・フランス文学	仏和辞典

- ③ 社会文化学科の専門科目については、上記の表で課している科目を選択し、「志望理由書」の「専門科目」欄に、選択する専門科目名を明記してください。
- ④ 言語文化学科では編入学後、上記の表の6研究室の内のいずれかひとつに所属します。専門科目については、志望する研究室ごとに課している科目を選択し、「志望理由書」の「専門科目」欄に、選択する専門科目名を明記してください。

(3) 配点

学 科	筆 記 試 験		面 接	合 計
	小論文	専門科目		
法 経 学 科	100		100	200
社会文化学科		150	100	250
言語文化学科		150	100	250

6 採点・評価の基準

採点・評価の基準については、次のとおりです。

学 科	採 点 ・ 評 価 基 準
法 経 学 科	<p>①小論文及び面接を課します。</p> <p>②小論文では、テーマに即して、社会現象に対する関心度、理解力ならびに論理性を問います。</p> <p>③面接では、複数の教員が、各志願者から提出された志望理由書などに基づいて面接し、問題関心、理解力、適性などを評価します。</p>
社会文化学科	<p>①専門科目及び面接を課します。</p> <p>②専門科目では、各専門分野における基礎的知識、関心及び理解力を問います。また、専門科目内で課す論述問題では、文章構成力、論理性、表現力についても評価します。</p> <p>③面接では、1人につき15分～20分程度、複数の教員が、各志願者から提出された志望理由書などに基づいて質問し、問題関心、理解力、適性などを評価します。</p>
言語文化学科	<p>①専門科目及び面接を課します。</p> <p>②各専門科目においては次の点を評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本語学・日本文学」は、古典文・漢文の基礎的な読解力と日本文学史・日本語学の基本的な知識について。 ・「中国語学・中国文学」は、漢文・現代中国語の基礎的な読解力と中国文学史・中国語学（古代から現代まで）の基本的な知識について。 ・「英語学・英米文学」、「ドイツ語学・ドイツ文学」、「フランス語学・フランス文学」はそれぞれの言語の読解・表現力と各専門分野の基礎的知識、関心及び理解力について。 ・「人文学」は、哲学や芸術学、文化交流論に関係のあるテーマについて論じた文章を読み、設問に対する的確かつ論理的な説明をする能力について。 <p>③面接では、1人につき15分～20分程度、複数の教員が、各志願者から提出された志望理由書などに基づいて質問し、問題関心、理解力、適性などを評価します。</p>

7 合否判定の基準

合否判定の基準は、次のとおりです。

学 科	合 否 判 定 基 準
法 経 学 科	<p>小論文、面接の総合点により判定します。</p> <p>同点の場合は、小論文の高得点者を上位とします。</p> <p>小論文も同点の場合は、同順位とします。</p>
社会文化学科	<p>専門科目、面接の総合点により判定します。</p> <p>同点の場合は、専門科目の高得点者を上位とします。</p> <p>専門科目も同点の場合は、同順位とします。</p>
言語文化学科	<p>専門科目、面接の総合点により判定します。</p> <p>同点の場合は、専門科目の高得点者を上位とします。</p> <p>専門科目も同点の場合は、同順位とします。</p>

8 試験場

島根大学 松江キャンパス (松江市西川津町 1060)

JR 松江駅から大学・川津方面行きバスに乗車、「島根大学前」で下車 (所要時間約 20 分)



9 合格者の発表

合格発表日時 2024年12月4日(水) 11時

合格者には合格通知書を郵送します。(電話等による照会には一切応じられません。)

※ 情報提供の一環として、合格発表時刻以降に合格者の受験番号を本学のホームページ上に掲載します。

URL : <https://www.shimane-u.ac.jp/nyushi/>

10 注意事項

- ① 受験者は、試験当日、必ず受験票を持参してください。
- ② 以下のいずれかに該当する場合、入学許可を取り消します。(入学料は返還しません。)
 - ア 入学許可後、出願書類の記載事項が事実と相違していることが判明した場合
 - イ 「卒業(修了)見込み」又は「修業年限4年以上の大学に2年以上在学(休学期間を除く)し、62単位以上修得見込み」で出願した者が、令和7年3月31日までに要件を満たさなかった場合

11 入学手続

合格者は、2024年12月9日(月)～12月13日(金)に直接本学松江キャンパスに来学するか、又は郵送により、入学手続を行ってください。

なお、郵送の場合も、上記期限までに必着としますので注意してください。

また、入学手続の詳細については、合格者に送付する「入学案内」でお知らせします。

12 入学後の履修及び既修得単位の認定等

本学部における卒業に必要な最低修得単位数は次ページの表のとおりであり、編入学後は各学科の各コースにおいて定めるカリキュラムに従って、卒業要件を満たすよう単位を修得しなければなりません。

ただし、卒業に必要な単位数のうち、基礎科目、教養育成科目及び選択科目（全学共通教育科目の中から自由に選択して履修する科目）の最低修得単位44単位については、既に必要な単位を修得したものととして取り扱いますので、改めて履修する必要はありません。

専門教育科目については、既修得単位の授業科目の内容を審査し、本学部の授業科目と同等と認めるものについて、個別に認定します。なお、法経学科及び言語文化学科の一部の科目については、本学部で修得したものととして取り扱います。

〔卒業に必要な最低修得単位数〕

区 分	科 目	学 科 別 最 低 修 得 単 位 数				
		法 経 学 科	社 会 文 化 学 科	言 語 文 化 学 科		
全学共通教育科目	※基礎科目	外 国 語	8	8	8	
		健康・スポーツ／文化・芸術	2	2	2	
		情 報 科 学	2	2	2	
		数理・データサイエンス	2	2	2	
	※教養育成科目	入門科目	人文社会科学分野	10	10	10
			自然科学分野			
			学 際 分 野			
		発展科目	人文社会科学分野			
			自然科学分野			
			学 際 分 野			
※選 択 科 目		20	20	20		
小 計		44	44	44		
専 門 教 育 科 目		82	78	78		
自 由 科 目		6	6	6		
合 計		132	128	128		

(注) (1) 区分の欄に※印を付した分野については、既に必要な単位を修得したものととして取り扱います。

(2) 単位認定の結果によっては、2年を超えて在学しなければならない場合もあります。

13 障がい等のある入学志願者との事前相談

本学部に入学を志願する者で、障がい等（視覚障がい、聴覚・言語障がい、肢体不自由、病弱・虚弱の重複障がい、発達障がい、精神障がい、その他の障がい等）があり、受験上及び修学上配慮を必要とする場合は、以下により相談してください。

なお、上記以外で健康上の理由から受験又は修学に際して配慮を必要とする場合も、以下に準じて相談先までお知らせください。

【相談の方法】

次の事項について、出願受付開始までに本学所定の用紙「島根大学入試受験相談書」（島根大学ホームページからダウンロードしてください。）に障害者手帳の写又は医師の診断書の写を添付し提出してください。必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談を行います。

※島根大学入試受験相談回答書の送付までに時間を要しますので、9月27日（金）までに相談してください。

- ① 氏名，志望学部，学科
- ② 障がいの種類，程度
- ③ 受験上特別の措置を希望する事項
- ④ 修学上特別の措置を希望する事項
- ⑤ 出身学校でとられていた特別の措置
- ⑥ 日常生活の状況

〈相談先〉

〒690-8504

松江市西川津町 1060

島根大学 学生センター 法文学部担当

TEL (0852) 32-6032 FAX (0852) 32-6059

14 入試に関する情報提供

2025年度については，次のとおり公表します。

(1) 合格者成績情報

募集単位ごとに合格者の最高点，最低点及び平均点を本学のホームページにより，2025年5月以降に公表します。ただし，募集人員又は合格者数が10人程度など，個人が特定できるような場合は公表しません。

(2) 試験問題

入試問題の閲覧希望に応えるために，出題した試験問題を本学ホームページに掲載します。ただし，著作権の関係で問題の一部を掲載できない場合があります。

なお，2024年度入試で出題した試験問題については，本学ホームページに掲載中です。ただし，著作権の関係で問題の一部を掲載していないものがあります。

(3) 出題意図等

出題した試験問題の出題意図等を本学ホームページにて，公表します。

(4) 申請により本人に提供する情報

受験者のうち，本人からの申請により試験成績の提供を希望する者には，科目ごとの得点及び総合順位（ランク区分）を通知します。

○申請時必要書類

1 入試情報提供申請書

- ① 島根大学ホームページからダウンロードすること。

(URL: <https://www.shimane-u.ac.jp/nyushi/>)

2 島根大学受験票

受験票は正本のみとし，写しは不可とする。なお，提供通知の際に返却する。

3 返信用封筒（長形3号 [120mm×235mm]）

封筒には，必ず申請者本人の住所，氏名を明記し，簡易書留分の切手（444円）を貼ること。

○注意事項

1 申請方法は，郵送のみとする。

2 申請期間は，2025年5月1日（木）から5月30日（金）17時必着とする。ただし，土日祝日を除く。

3 申請書の記入は，必ず本人が自書すること。

4 入試情報提供の通知は，郵送により行う。

なお，通知書の発送は，申請書の受理後1ヶ月程度を要する。

5 ランク区分は，上位から10名単位を1ランクとして表記する。

15 個人情報の取扱い

入学志願者・受験者の個人情報については、次のとおり取り扱います。

出願時に記入された個人情報（氏名，生年月日，性別その他の個人情報等）は，入学者選抜，合格通知及び入学手続きを行うために利用します。

また同個人情報は，合格者の入学後の教務関係（学籍管理，修学指導，教育課程の改善等），学生支援関係（健康管理，授業料免除，奨学金申請，就職支援等），授業料徴収に関する業務及び調査・研究（入学者選抜方法の改善や志望動向の調査・分析等）を行う目的をもって本学が管理します。他の目的での利用及び本学の関係教職員以外への提供は行いません。

なお，取得した個人情報に係る業務を外部委託する場合は，本学の個人情報取扱規則等に従い，適切に管理します。

島根大学における個人情報の取扱いについては下記のURLをご参照ください。

https://www.shimane-u.ac.jp/introduction/information/personal_data/personal_data02.html

Ⅱ 学 部 案 内

1 島根大学はどのような教育を目指し、どのような人を求めるか

島根大学が目指す教育は、次のとおりです。

- 自然のしくみ、社会の歴史と構造、豊かな学術文化、人間への理解を深める教育
- 幅広い知識、広い視野、総合的な判断力を身に付け、豊かな世界観をはぐくむ教育
- 自らの社会的役割に対する自覚を深め、現代社会を担う専門的力量を高める教育

《求める人材像》

島根大学は、学術の中心として深く真理を探究し、豊かな人間性と高度な専門性を身につけ、世界的視野をもって平和な国際社会の発展と社会進歩のために奉仕する人材を養成するため、次のような学生を国内外から求めます。

島根大学は、次のような人を求めます。

- 自然、社会とその歴史、学術文化、人間への理解を深めようとする知的好奇心が旺盛な人
- 人と社会へのつながりを大切にし、専門的力量を高めようとする人
- 地域及び現代社会の諸課題に目を向け、積極的に関わろうとする人
- 高等学校段階の基礎的な学力を十分に身につけ、入学する学部・学科で必要とする教科・科目で優れた学力を有する人

2 学部学科のアドミッションポリシー

島根大学法文学部は、すべての人が平和と豊かさを享受できる社会を実現するために、広い教養と基礎的専門知識を身につけ、創造的・実践的能力をもって現代社会や地域社会が抱えるさまざまな問題を解決できる力をもった人の育成を目指しています。

そのために、法文学部の3つの学科（法経学科・社会文化学科・言語文化学科）では、次の方針で入学者を選抜します。

○法経学科

法経学科では、法学と経済学の両面から社会について学びます。地域社会には、環境、少子高齢化、地方分権、中山間地域、地域振興等、解決すべき課題が山積しています。また、市民生活という点では、労働、家族、経済等における新しい動きをどのようにとらえるかが問題となっています。これらの課題解決に必要とされる法学・経済学の基本的な知識と応用力を身につけ、分析能力・政策立案能力や問題処理能力を養います。

そのために、複雑な社会問題を分析し解決する能力として、法学および経済学を学ぶことで得られる法的思考力、政策立案能力、課題解決能力を自ら精力的に身につけたいという意欲のある学生を求めています。

そのため、以下に掲げる学力・意欲を持つ学生を受け入れます。

1. (知識・技能) 法学と経済学を学ぶために必要な高等学校段階の基礎的な学力を十分に身につけている人
2. (思考力・判断力・表現力) 自分とは異なる考えからも学ぶ姿勢をもち、自らの考えを的確に論理立てて表現できる人
3. (主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度) 国際社会と地域社会が抱える政治や法制度、経済に関する諸問題に関心を持ち、自ら主体的に考え行動しようとする人
4. (主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度) 社会が抱えるさまざまな課題に対して、柔軟な思考力を身に付け、課題解決に必要なとなる法学および経済学の専門知識を修得したいと考えている人

○社会文化学科

社会文化学科では、人文・社会諸科学から社会と地域の現状とその歴史的背景について学びます。特に調査や実習等を通じて体験的に学ぶことを重視し、総合的視野に立って理論的・実証的に分析できる能力を身につけます。

そのために、社会と地域の現状や歴史的背景に関心があり、これらを理論的・実証的に分析・探求する方法を学び、その知識と経験を社会で役立てたいという意欲のある学生を求めています。

そのため、以下に掲げる学力・意欲をもつ学生を受け入れます。

1. (知識・技能) 人文・社会諸科学を学ぶために必要な高等学校段階の基礎的な学力を十分に身につけている人
2. (思考力・判断力・表現力) 客観的に物事をとらえ、深く考え、表現する力を持っている人
3. (主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度) 人間や社会に関する様々な問題を総合的に探究するため、社会学・地理学・文化人類学・考古学・歴史学といった初めて学ぶ諸科学に、旺盛な関心と熱意を持っている人
4. (主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度) 社会の諸問題に主体性をもって取り組む意欲を持っている人

○言語文化学科

言語文化学科は、既存の言説を批判的に検討し問題を解決する能力を持った人、人文学の豊かな教養と知識をもって、山陰地域のみならず国内外の社会・文化の維持発展に貢献できる人の育成を目的に掲げています。この目的を達成するため、本学科では「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に則り、基礎的な専門知識、批判的な思考力や問題発見力、データ収集・分析力、論理的な思考力を身につける教育を行っています。

このような人物育成を目指すにあたり、以下に掲げる学力・意欲をもつ学生を求めます。

1. (知識・技能) 人文学を学ぶために必要な高等学校段階の基礎的な学力、とりわけ国語・英語の学力を十分に身につけており、書物をじっくり読むことができる人
2. (思考力・判断力・表現力) 文章を正確に読解し、論理的に思考し、そのプロセスや結論を的確に表現する力がある人
3. (主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度) 文化・文学・言語に関心をもち、その学びを活かして地域社会や国際社会に貢献したいと考えている人

3 法文学部の特色

島根大学法文学部は、法経・社会文化・言語文化の3学科からなり、人文・社会科学の諸分野を網羅する山陰地方唯一の文科系総合学部です。本学部には所属する教員スタッフは、日本と世界の多様な地域と時代にまたがって、人間の営みとしての思想・文化・社会のあり方や課題を、それぞれの専門の立場から日々研究しています。また、研究・教育の両面にわたって国際的な交流にも積極的に取り組んでいます。

本学部が所在する山陰地方は、古代出雲に連なる豊かな歴史と伝統を受け継ぐ地域ですが、その一方では、広大な中山間地域を抱え、過疎化と高齢化に伴うさまざまな問題にも直面しています。本学部は、そのような地域社会の文化や課題に学問的に向き合う研究センターとしての役割も担っています。

本学部では、約50名の専任教員が、それぞれの研究活動を基盤にして、個別指導によるきめ細やかな教育活動を展開しています。その目指すところは、一人一人の学生が、創造的で実践的な能力を備えて、現代社会のさまざまな場面で活躍できる人間として成長していくことに向けられています。そのために、各専門分野の系統的な学習を深めていくとともに、幅広い教養を身につけることのできる多彩なカリキュラムが用意されています。

4 学科の教育の特色

○法経学科

- 1) **法と経**：本学科では、すべての学生が、法学と経済学の双方を学びます。複雑な社会を総合的に理解するには、どちらも欠かせないからです。
- 2) **主体的な学習**：学生は、各自の関心や志望進路に沿った形で自ら学習プランをたて、主体的に学んでいきます。
- 3) **積み上げ方式(コース制)**：1・2年次は法学と経済学の基礎(法学・経済学の基本的な知識や考え方を学ぶ科目群)を学び、3年次以降は「法学コース」「経済学コース」「司法特別コース」に分かれ、応用(様々な社会問題にアプローチする科目群)を学びます。
- 4) **少人数教育**：教員1人あたりの学生数(1学年の学生数は約80名、教員は約20名)が少なく、きめ細やかな指導を行っています。在学生・卒業生からも、学生と教員との距離が近い、と好評を得ているところです。
- 5) **全年次での演習**：大学の授業には、主として教員が学生に教授する「講義」の他に、調査や討論等を通じて主に学生同士で学び合う「演習」があります。この「演習」を毎年必修と

していることも本学科の大きな特徴です。

○社会文化学科

社会文化学科は、1) 現代社会コース、2) 歴史と考古コースからなり、人間と社会に関する問題について総合的に探究・判断できる能力を養うことを目指しています。本学科では、入学後の学生の志望に基づいて1年の後期よりいずれかのコースに所属します。

- 1) **現代社会コース**：社会学，地理学，文化人類学へと分かれ専門性を高めます。
- 2) **歴史と考古コース**：日本史，東洋史，西洋史，現代史，考古学へと分かれ専門性を高めます。

学習において基礎となるのは、多様な事象を、理論的・実証的に分析する力です。

本学科では、その力を身に付けるため、ゼミや演習形式による少人数教育に重きをおき、講読、実習等による体験型の授業を多数展開しています。カリキュラム構成は、基礎から応用へと体系的に科目を履修できるような仕組みになっており、学生の多様な進路を想定して、きめ細かな学習指導を行っています。

○言語文化学科

言語文化学科では、2年次から学生自身の希望により、以下の6研究室のいずれかを選択し、自分の興味のある事柄を中心に学んでいきます。いずれの研究室も少人数での丁寧な指導を重視しています。

- 1) **日本言語文化研究室**：古代から現代に至るまでの日本語と日本文学について幅広く学びます。
- 2) **中国言語文化研究室**：中国の言葉や文学，そして背景にある文化や思想を学びます。
- 3) **英米言語文化研究室**：イギリスとアメリカの言語，文学，文化の研究を通じて幅広い視野，分析力を身につけます。
- 4) **ドイツ言語文化研究室**：ドイツ語圏の言語，文学，文化の研究を通じて幅広い視野，分析力を身につけます。
- 5) **フランス言語文化研究室**：フランス語圏の言語，文学，文化の研究を通じて幅広い視野，分析力を身につけます。
- 6) **哲学・芸術・文化交流研究室**：哲学，芸術，文学，映画，音楽等，人間の様々な文化活動を研究し，文化理解のための技術を習得していきます。

どの研究室においても、学生はまず基礎・基本を学び、そこからさらに主体的に課題を発見し解決する力を身につけることを目指します。なお、本学科では留学の支援も積極的におこなっており、毎年、中国・韓国・アメリカ・ドイツ・フランスの交流協定校を中心に多くの学生が留学しています。

5 法文学部で取得可能な資格

○教育職員免許

学 科	中学校教諭一種免許状	高等学校教諭一種免許状
法 経 学 科	社 会	公 民
社会文化学科	社 会	地理歴史，公民
言語文化学科	国語，英語	国語，英語

※教育職員免許法及び同法施行規則の一部改正に伴い、教育職員免許状取得のための履修方法については、原則として改正後の法令等に基づく単位の修得が必要となります。

○学芸員（法経学科，社会文化学科，言語文化学科）

博物館等において資料の収集，保管，展示及び調査研究に関する専門的な職務に従事します。資格取得には、博物館法に定められた科目の単位を修得し、大学を卒業することが必要となります。

Ⅲ そ の 他

1 入学手続き時に要する経費

入学料 282,000 円（予定額）

（注）入学手続き時までに入学料の改定が行われた場合には、新入学料が適用されます。

2 授業料

(1) 授業料の額（前期分）267,900 円（後期分）267,900 円 【年額】535,800 円

（注）入学時及び在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新たな授業料が適用されます。

(2) 授業料の支払方法

授業料の支払いは、指定金融機関（山陰合同銀行又はゆうちょ銀行）による「口座振替」を原則としています。

3 学生支援制度

(1) 入学料減免、授業料減免制度について

国の高等教育の修学支援新制度により、日本学生支援機構の給付奨学金の支給対象者は、入学料減免、授業料減免を受けることができます。本制度の詳細は以下のホームページで確認ください。

※入学料減免は、本制度による入学料減免を受けたことがない方に限ります。

制度の詳細（文部科学省HP）

→<https://www.mext.go.jp/kyufu/>

給付奨学金シミュレーション（日本学生支援機構HP）

→<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

(2) 入学料徴収猶予制度について

次のいずれかに該当する方については、選考のうえ、入学料の徴収を猶予することがあります。

- (1) 経済的理由により支払期限までに入学料の支払いが困難であり、かつ、学業優秀と認められる方
- (2) 入学前1年以内において、入学する方の学資を主として負担している方（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する方若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、支払期限までに入学料の支払いが困難であると認められる方

(3) 授業料等奨学融資制度について

学生が、本学の提携銀行である山陰合同銀行から、当該期の授業料相当額及び入学料相当額の融資を受け（本学及び銀行の審査があります）、卒業後返済する制度で、授業料及び入学料の支払いに困らないように学生への支援の一つとして設けたものです。

【制度の概要】

- (1) 在学中は、本学が奨学援助金として利息を負担し、銀行へ支払います。
 - (2) 授業料免除申請をしている方は授業料相当額の融資の申請はできませんが、免除申請の結果が半額免除又は不許可になった場合は申請が可能です。
 - (3) 入学相当額の融資の申請は、入学料徴収猶予が許可された方に限ります。
 - (4) 本申請の時期は、前期は7月上旬、後期は翌年1月を予定としております。
 - (5) 日本学生支援機構等の奨学金利用者も申請できます。
 - (6) 学生が山陰合同銀行と融資契約を締結します。
- (4) 奨学金制度について
- 毎年多くの学生が、日本学生支援機構、地方公共団体、民間の事業団体による育英制度の奨学金の貸与を受けています。
- 地方公共団体の奨学金は都道府県や市区町村の教育委員会、民間の団体等の奨学金は財団等で直接取り扱っているケースも多いので、各奨学金事業実施団体のHPや日本学生支援機

構HPの奨学金情報ページで確認してください。

私費外国人留学生が受給している奨学金には、本学に進学してから申請する学習奨励費、しまね国際センター奨学金、ロータリー米山記念奨学金などがあります。本学において成績・研究計画等に基づく審査を行い、優秀者をそれぞれの奨学団体に推薦します。学部生、大学院生合わせて毎年20名程度が受給しています。

また、島根県内の企業での就職を目的としたインターンシップを希望する私費外国人留学生を対象とした本学独自の奨学金制度も用意しています。

詳細は企画部国際課 (E-mail:ied-ryugaku@office.shimane-u.ac.jp) にお問合せください。

【参考】 <https://kokusai.shimane-u.ac.jp/internationalstudent/scholarship/>

4 学生教育研究災害傷害保険制度

この保険は、インターンシップ・介護体験活動・教育実習等を含む学生の正課中、学校行事中・課外活動中及び学校施設内などでの教育研究活動中の急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を負った場合に保険金が支払われるものです。

また、同じく上記活動中に他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について保険金が支払われる学生教育研究賠償責任保険というものもあり、本学では両方への加入をお勧めしています。

5 住まい

アパート・マンション等

学生生活に適したアパート・マンション等の斡旋を島根大学生生活協同組合が行っています。

6 その他

1～5に関する詳細については、合格者に対して送付する「入学案内」でお知らせします。